

岩手県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
江刺青葉調剤薬局	奥州市江刺西大通り4番24号	令和8年5月1日
紫波循環器内科クリニック	紫波郡紫波町日詰字東裏20番地1	令和8年6月1日
KOBAYAKAWA DENTAL CLINIC	花巻市桜町四丁目222番地1	令和8年6月5日